令和４年度　軽米町新商品開発促進事業Ｑ＆Ａ

１．事業内容について

Q1-1 補助対象事業について、具体的にどのような事業を対象としていますか。

A1-1 ３種類のメニューがあります。
① 商品開発
新商品の開発とその商品の販路開拓に係る取組に20万円以内（補助率２／３以内）の補助を行います。**新商品の開発が必須**となります。具体的には、新商品の開発、商談会や物産展への参加、販促物の作成、広告宣伝等です。
② ブラッシュアップ
既存商品の改良と販路開拓に係る取組に20万円以内（補助率２／３以内）の補助を行います。
既存商品の開発が必須となります。具体的には、既存商品の改良、商談会や物産展への参加、販促物の作成、広告宣伝等です。
③ 販路開拓
新商品の開発、既存商品の改良を伴わない販路開拓に係る取組に10万円以内（補助率２／３以内）の補助を行います。具体的には商談会や物産展への参加、新たな販促物の作成（ポップ、リーフレット、包装紙、パンフレット等）、広告宣伝等（ネットショップ、モールへの新規出店等の新規性のあるもの。）です。

Q1-2 過去に「軽米町新商品開発促進事業」に採択され補助を受けたことがあるが、申請可能ですか。
A1-2 可能です。ただし、補助機会の均衡を図るため、新規の申請者を優先する場合があります。

Q1-3 事業内容の変更を行う場合、どのような手続きが必要ですか。
A1-3 事前に承認を受ける必要があるので、変更承認申請書（様式第４号）を提出してください。
なお、補助対象経費（収支予算書に記載した支出経費）の科目間の金額の増減は、承認を受けずに変更できます。

２．補助対象経費について

Q2-1 一般旅費にはどのようなものがあてはまりますか。
A2-1 商品開発等に係るものと商談会や物産展への参加のための旅費を対象とし、１回につき２名分を限度としております。完了時、参加したイベント等の実施要項や写真等を添付してください。
なお、タクシー代やガソリン代、高速道路代等、公共交通機関以外のものによる旅費は対象となりません。実費額での清算となりますので、各交通機関等の領収書のもらい忘れのないようにお気をつけください。

Q2-2 対象外の経費の例を教えてください。

A2-2 機械・備品等購入費、光熱水費、産業財産権等取得費（商標登録、特許出願等）、振込手数料、経常的にかかる経費等

Q2-3 事業期間内に、商品の完成、成果物の納品等は完了しているが、支払いが済んでいないものは対象となりますか。

A2-3 対象となりません。補助対象は、補助金交付決定の日から期間内に支払が完了した経費に限ります。

Q2-4 事業費が当初計画より上回った場合、交付決定額を超えて補助金をもらうことはできますか。

A2-4 できません。事業費が増大した場合、交付決定額以上の費用は自己負担となります。

Q2-5 収支予算書の「支出」欄の記載例を教えてください。

A2-5 一例です。なお、収支予算に係る見積書を添付してください。

２　支出

区分	予算額	摘用
外注費	100,000	パッケージデザイン料
印刷製本費	100,000	パッケージ試作
〃	0	翻訳費
〃	10,000	チラシ作成
広告宣伝費	50,000	のぼり作成
一般旅費	52,260	軽米～東京（新幹線32,260円、宿泊費2泊20,000円）
出展料	10,000	○○商談会出展料
支出計	322,260	

（※1）補助金算出方法

支出計 322,260 円×（補助率）2/3＝214,840 円（千円未満切捨）

本要綱第５条第１項の補助限度額に基づき、200,000 円の補助となる。ただし、販路開拓枠の場合は 100,000 円の上限となる。

Q2-6 パッケージ試作等、試作の範囲について教えてください。

A2-6 最小ロットまでは試作と認めます。ただし、試作数が 1,000 を超える場合は、最小ロットの単価を用い、1,000 までを対象経費とします。つまり、最小ロットの単価×1,000 を対象とします。

３．事務手続きについて

Q3-1交付決定を受けた場合、補助金はいつ入金されますか。前金払はできますか。

A3-1 完了時提出頂く書類により、完了の確認ができましたら、振込の手続きに入ります。完了確認後、10日前後での振込となります。また、前金払も可能です。前金払請求書（様式第10号） を提出し

てください。

Q3-2 申請後の流れを教えてください。

A3-2 申請から完了までの流れは以下のとおりです。

（１）申請　　申請書類を６月30日（木）必着で提出してください。

↓

（２）交付決定　　審査会（７月１日から７月８日の予定）で審査後、採択された事業者に通知します。

↓

（３）事業実施

（※事業内容変更）　事業を変更する場合、事前に変更承認申請書（様式第４号）を提出してください。

（※事業廃止）　事業を廃止する場合、廃止承認申請書（様式第５号）を提出してください。

↓

（４）事業完了　　事業完了後速やかに書類を提出してください。

↓

（５）補助金交付　　完了確認後、補助金の振込を行います。

４．その他

Q4-1 事業期間の延長はできますか。

A4-1 原則として、延長は行いません。事業期間内に完了できるように計画的に事業を進めてください。

Q4-2　その他補助事業に係る支援策はありますか。

A4-2　現在、役場産業振興課では、情報発信事業としてラジオ放送を行っております。商品が完成した際には商品紹介等ご協力いただきたいと思います。また、町主催の物産イベント等が開催される際には出品をお願いする場合があります。